



食品衛生法施行規則及びJAS法¹の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について（パパイヤ及びパパイヤ加工品）

平成23年8月5日
内閣府消費者委員会事務局

平成22年3月18日付けの内閣総理大臣からの諮問のうち、食品衛生法施行規則並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正については消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成23年7月27日の第12回食品表示部会で結論が得られたことを受けて、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた第12回食品表示部会までにおける審議内容は以下の通り。

食品衛生法施行規則並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正

・諮問された改正案について、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

2. 第12回食品表示部会において結論が得られた上記の食品衛生法施行規則及び品質表示基準の改正については、本日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

食品衛生法施行規則並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の改正

・諮問された改正案について、その案（別添資料1）のとおり改正することが適当である。

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

別添資料 1：食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）並びに遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号）一部改正（案）新旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：森繁・山田

電 話：03 - 3507 - 8855

F A X：03 - 3507 - 9989

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>第一条、第七十九条（略） 様式第一号、様式第十五号（略） 別表第一、別表第六（略） 別表第七（第二十一条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">作物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">加工食品</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パイイ</td> <td style="text-align: center;">パイイを主な原材料とするもの</td> </tr> </table> <p>別表第八、別表第十七（略）</p>	(略)	作物	(略)	加工食品	パイイ	パイイを主な原材料とするもの
(略)	作物						
(略)	加工食品						
パイイ	パイイを主な原材料とするもの						
現 行	<p>第一条、第七十九条（略） 様式第一号、様式第十五号（略） 別表第一、別表第六（略） 別表第七（第二十一条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">作物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">加工食品</td> </tr> </table> <p>別表第八、別表第十七（略）</p>	(略)	作物	(略)	加工食品		
(略)	作物						
(略)	加工食品						

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年3月31日農林水産省告示第517号）
一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行										
<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略） 8 <u>パパイヤ</u> 別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="107 662 1095 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 662 734 694">加 工 食 品</th> <th data-bbox="734 662 1095 694">対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 694 734 726">1～32（略）</td> <td data-bbox="734 694 1095 726">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 726 734 791">33 <u>パパイヤを主な原材料とするもの</u></td> <td data-bbox="734 726 1095 791"><u>パパイヤ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）	33 <u>パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>	<p>遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準</p> <p>第1条～第5条（略） 別表1（第2条関係） 1～7（略）</p> <p>別表2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 662 2128 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 662 1765 694">加 工 食 品</th> <th data-bbox="1765 662 2128 694">対 象 農 産 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 694 1765 791">1～32（略）</td> <td data-bbox="1765 694 2128 791">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3（第3条関係） （略）</p>	加 工 食 品	対 象 農 産 物	1～32（略）	（略）
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										
33 <u>パパイヤを主な原材料とするもの</u>	<u>パパイヤ</u>										
加 工 食 品	対 象 農 産 物										
1～32（略）	（略）										